

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
嘱託職員に関する規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の嘱託職員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めた事項のほか、嘱託職員の就業に関する事項は、労働基準法、本会就業規則及びその他の法令の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 嘱託職員とは、恒常的な業務で特定の知識及び経験に基づいて、1 年以内の期間を定めて雇用される者をいう。

(遵守義務)

第 3 条 嘱託職員はこの規程を遵守し、誠実に義務を履行するとともに、事業の公共的使命及び特殊性を自覚し、福祉事業の進展のため協力しなければならない。

第 2 章 人事

(採用)

第 4 条 本会は、就業を希望する者の中から選考を行い、嘱託職員として採用する。

2 嘱託職員として採用された者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 宣誓書

(2) 住民票（抄本）

(3) 健康診断書

(4) 免許又は資格証明書の写し

(5) その他必要とする事項

(雇用期間)

第 5 条 嘱託職員の雇用期間は 1 年以内とする。ただし、年の中で採用された嘱託職員の初年度の雇用は、採用の日以後における最初の 3 月 31 日までとする。

2 前項の雇用期間が満了した者のうち、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

(定年)

第 6 条 嘱託職員の定年は、年齢 60 年とし、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する。

2 定年に達した嘱託職員について、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、一定の期間勤務を延長し、又は再雇用することがある。

(自己都合退職)

第 7 条 嘱託職員が自己都合により退職しようとするときは、少なくとも 30 日前までに退職願を提出しなければならない。

2 退職願を提出した者は、退職の日まで勤務し、引き継ぎ等を誠実に行わなければならない。ただし、疾病又は事故等やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(退職)

第8条 嘱託職員は、次の各号の一に該当するときは退職とし、嘱託職員としての身分を失う。

(1) 死亡したとき

(2) 期間を定めて雇用された者の雇用期間が満了したとき

(解雇)

第9条 本会の事業の休廃止又は縮小その他事業の運営上やむを得ない場合、又は嘱託職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

(1) 精神又は身体の障害により業務に堪えられないと認められるとき

(2) 刑事事件により起訴され、罪が確定したため、就業できなくなったとき

(3) 勤務状態及び業務の遂行に必要な能力が著しく不良で就業に適さないと認めるとき

(4) その他やむを得ない事由があるとき

(解雇予告)

第10条 前条の規定により解雇するときは、次の各号の一に該当する場合を除き、30日前に本人に予告するか又は予告に代えて平均賃金の30日分を支給する。

(1) 嘱託職員の責に帰すべき事由で解雇する場合で、行政官庁の認定を受けた場合

(2) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となり、行政官庁の認定を受けた場合

第3章 服務

(服務)

第11条 嘱託職員の服務については、別に定める「就業規則」第3章各条の規定を準用する。

第4章 勤務

(勤務)

第12条 嘱託職員の勤務については、別に定める「就業規則」第4章各条の規定を準用する。

第5章 休暇

(休暇)

第13条 嘱託職員の休暇については、別に定める「就業規則」第5章各条の規定を準用する。

第6章 育児休業等

(育児休業等)

第14条 嘱託職員のうち必要あるものは、会長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 前項の対象職員、手続き等必要な事項については、別に定める「職員の育児休業

に関する規程」を準用する。

第7章 給与、退職金及び旅費

(給料)

第15条 嘱託職員の給料は、職務の内容、技能、能力、経験等を勘案して、会長が定める額とする。

(手当)

第16条 嘱託職員の手当は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当とする。

2 手当については、別に定める「職員の給与に関する規程」を準用する。

(給与の支給)

第17条 嘱託職員に対する給与の支給条件及び支給方法については、別に定める「職員の給与に関する規程」を準用する。

(退職金)

第18条 嘱託職員の退職金については、別に定める「職員の退職手当に関する規程」を準用する。

(旅費)

第19条 嘱託職員の旅費については、別に定める「職員の旅費に関する規程」を準用する。

第8章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第20条 嘱託職員の安全及び衛生については、別に定める「就業規則」第8章各条の規定を準用する。

第9章 災害補償

(災害補償)

第21条 嘱託職員の災害補償については、別に定める「就業規則」第9章各条の規定を準用する。

第10章 研修

(研修)

第22条 嘱託職員の研修については、別に定める「就業規則」第10章各条の規定を準用する。

第11章 制裁

(制裁)

第23条 嘱託職員の制裁については、別に定める「就業規則」第11章各条の規定を準用する。

第 1 2 章 雑則

(補則)

第 2 4 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人東金市社会福祉協議会嘱託に関する要綱(平成 3 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。
- 3 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。